6 農 政 第 9 9 7 号 令 和 7 年 1 月 31 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上田市長

市町村名 (市町村コード)	上田市		
	(20203)		
地域名 (地域内農業集落名)	武石地域		
	(武石鳥屋、武石	沖、下武石、上武石、武石下本入、武石上本入、武石小沢根、武石余里)	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年1月16日	
		(第3回)	

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、水稲、野菜、花卉、そばを中心に栽培が行われているが、後継者や担い手が不足している。
- ・圃場整備していない小規模農地も点在し、集約・集積が進んでいない。
- ┃・農業者の高齢化等により新たな農地の受け手確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲、野菜を主要作物とし、関係機関が連携し農地の集約・集積を進め、農業者の作業の効率化を図る。
- |・認定農業者等の中心経営体へ農地の集約・集積を促進し営農効率の向上を推進する。
- |・地域内外から新規就農者の確保に向けた取組を進める。
- ・従来作物にこだわらず、気候変動に応じた作目転換、品種転換を研究し、適地適作の推進を図る。
- ・中山間直接支払事業や多面的機能支払い事業を活用し、多様な担い手による農地利用、保全管理を図る。
- ・ICTを活用した農業機械の自動運転等、作業負担の軽減や省力化を図るための取組を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

×	域内の農用地等面積	370 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	370 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地で農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 (1)農用地の集積、集約化の方針 地権者の意向もふまえつつ、関係機関が連携し、担い手同士の農地交換等による集約化に取組み、担い手の作業効率の 向上、経営コストの低減を図る。 高齢化等の理由により将来的に離農する経営体は、各集落で代表的な経営体を農業後継者として検討する。 (2)農地中間管理機構の活用方針 中間管理機構への貸付を行い、担い手の経営意向をふまえ、段階的に集約化を進める。 必要に応じ再配分を行い、作業集積を進める。 (3)基盤整備事業への取組方針 大区画化や汎用化のための基盤整備事業の検討を進める。 (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 市やJA等関係機関と連携し、地域内外から担い手の確保、育成に向け取組を進め、新規就農に係る相談から営農定着ま で切れ目のない取組を展開する。 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 区域内の農業者において実施していき、集落別に代表的な受託事業者の活用を図っていく。 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください) ☑ ① │ ① 鳥獣被害防止対策 ②有機・減農薬・減肥料 ③スマート農業 ⑤果樹等 1 ④畑地化・輸出等 □ 6燃料・資源作物等 ⑦保全•管理等 8農業用施設 ⑨耕畜連携等 **⑪その他** 【選択した上記の取組方針】 ①補助事業等を活用し、電気柵や侵入防止柵設置を進めるとともに猟友会等とも連携し、駆除を進める。 ③ICTを活用した農業機械の自動運転等、作業負担の軽減や省力化を図るための取組を進める。 ⑦中山間直接支払制度や多面的機能支払交付金制度等を活用し、農地や農道、水路等の保全・管理を行う。